

『令和4年度税制改正大綱(14) インボイス制度移行への円滑化』

消費課税については、令和5年10月に施行される消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に向けた円滑な制度移行への対応が進められており、今回の改正では、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を柔軟なタイミングで受けられるよう、登録手続きが見直される。

【課税期間の中途における登録】免税事業者であっても、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中、任意の時期に登録を受けられるようになる。課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書を提出しなくてはならないが、課税事業者選択届出書の提出は不要。



【事業者免税点制度の不適用】上記の適用を受けて適格請求書発行事業者になった事業者が、その登録日の属する課税期間の翌課税期間から、その登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度が適用されなくなる(12か月間の課税期間を前提)。登録日の属する課税期間の翌課税期間から、登録の取りやめにより適格請求書発行事業者でない事業者になったとしても、登録日の属する課税期間の翌課税期間と翌々課税期間は消費税の納税義務が免除されないこととなる。

『コロナ融資、企業の半数超活用 借入企業の1割弱は返済に不安』

帝国データバンクは「新型コロナ関連融資に関する企業の意識調査」結果を発表した。それによると、同融資について、「借りた・借りている」は52.6%と半数を超え、「借りていない」企業は42.4%だった。規模別では、小規模企業で「借りた・借りている」が61.8%で、大企業(27.8%)を34ポイント上回った。同融資を「借りた・借りている」企業を業種別に見ると、「旅館・ホテル」(72.3%)や「飲食店」(72.1%)は7割を超えた。同調査は今年2月14日から28日まで2万4213社を対象に実施、回答率は47.8%。

借りた資金の使い道を見ると、給与・賞与や福利厚生などを含む「人件費」が50.1%でトップ。以下、「原材料や商品の仕入れ」(43.4%)、「設備の修繕・更新」(25.3%)、「新規の設備投資や事業の拡張」(18.5%)などの順。今後の返済見通しでは、「金利減免や返済額の減額・猶予など条件緩和を受けないと返済難しい」(3.5%)、「返済が遅れる恐れがある」(3.1%)「返済のめどが立たないが、事業は継続できる」(1.7%)、「返済のめどが立たず、事業を継続できなくなる恐れがある」(0.7%)など今後の返済に不安を抱いている企業が9%に上った。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com